



6 水大第 1231 号

令和 7 年 3 月 12 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課  
調整・計画グループ

電 話 052-954-6221（ダイヤルイン）

## 説明

環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）に大別されています。

生活環境項目のうち底層溶存酸素量に係る水質環境基準については、水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できることはもとより、それらの再生産が適切に行われることにより、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的として、平成28（2016）年3月に国により設定され、水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じて水域類型が設けられています。

水域類型を当てはめる水域の指定に関する事務は、法第16条第2項第2号口の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされています（法第16条第2項第1号により政府が指定を行う水域を除く。）。

このため、三河湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定を行うにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

令和7年3月14日

愛知県環境審議会

水質・地盤環境部会長 井上 隆信 様

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓



諮問事項「底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定について」  
の付託について（通知）

令和7年3月12日付け6水大第1231号で知事から諮問のありましたこのことについて、  
貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）